

下野市景観審議会 議事録

審議会等名 第2回下野市景観審議会
日時 令和6年8月7日（水） 午後1時30分～午後3時00分
会場 下野市役所3階 302会議室
出席者 三橋伸夫 委員、古澤金子 委員、川俣一由 委員、木村次男 委員、
大橋由美子 委員、吉田剛 委員、小林利孝 委員（欠席）、
横尾元央 委員（代理 大島麻緒 企画調査課）、
飯野 美波子 委員、長谷川勉 委員、伊沢幸男 委員
市側出席者 （事務局）倉持吉男 都市建設部長、古橋栄一 都市政策課長、
塩濱敏行 課長補佐、上治瑛 主査、杉山翼 主事
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 森戸星香
議事録（概要）作成年月日 令和6年9月17日

《※以降は会議次第に基づき記載する。》

【協議事項等】

1 開 会

事務局（古橋栄一 都市政策課長）

皆様こんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となったので、第2回下野市景観審議会を開催させていただく。

今年度は、委員改選の年度となり新たな委員の方々にご参加いただき開催させていただくこととなった。

はじめに、市長よりごあいさつ申し上げます。

2 市長あいさつ

本日は第2回下野市景観審議会の開催にあたり、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

下野市においては平成31年に景観行政団体となり、令和3年度末に下野市景観計画を策定した。また、下野市景観条例も制定し、令和4年7月1日に施行している。

市内には国指定史跡である下野国分寺・下野国分尼寺跡周辺や下野薬師寺跡周辺といった歴史文化と一体となった景観や、平地林や水辺がつくる美しい田園風景、地域の特色のある景観が広がっている。

そのような市の景観をまもり活かし、暮らしの場として魅力的で誇りを持てるまちを創り、次世代へと引き継いでいく必要がある。委員の皆様におかれましては、様々な視点からの活発な議論をお願いし、開会のあいさつとする。

3 委嘱状交付

坂村哲也 市長より委員（代表：三橋伸夫 委員）に委嘱状を交付

4 自己紹介

委員、市側出席者による自己紹介

5 会長・副会長選任

事務局（古橋栄一 都市政策課長）

会長及び副会長の選出は、下野市景観条例施行規則第25条第4項の規定により、委員の互選と規定されている。市長の進行により選出をお願いする。

坂村哲也 市長

選出方法について諮りたい。

長谷川勉 委員

事務局案があれば伺いたい。

坂村哲也 市長

事務局案を聞くことに異議はあるか。

委員全員

異議なし

坂村哲也 市長

事務局の発言を求める。

事務局（塩濱敏行 課長補佐）

会長に三橋伸夫委員、副会長に川俣一由委員を提案する。

坂村哲也 市長

事務局の提案に異議はあるか。

委員全員

異議なし

坂村哲也 市長

異議なしと認め、会長に三橋伸夫委員、副会長に川俣一由委員が選出された。

事務局（古橋栄一 都市政策課長）

市長は、公務のため退席する。

（坂村哲也市長 退席）

会長に選出された三橋伸夫委員にあいさつをお願いする。

6 会長あいさつ

三橋伸夫 会長

只今下野市景観審議会の会長に指名された三橋です。会長就任にあたり、ごあいさつ申し上げます。下野市は大変歴史がある市であり、その名残が市内各所にまだ残っており、市民の方々に大切に守られてきている。そのような歴史的な資源は貴重であり、どう守っていくかということで景観計画が策定された。その計画が順調に執行されているかを見守っていく立場にあるというのがこの景観審議会だと認識している。幸いなことに、市内で大きな開発というのは特になく、景観的には大きな変化はないということだが、

これからどうなるかについては、景観に関する規制や、ガイドラインを市が用意し、大きな景観の変化、先人が築いたこの素晴らしい歴史的な風土を壊すことがないように仕組みを作り、これを着実に運用していくということで委員の皆様方のお力を借り、その一端を担いたいと思っている。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

7 議 事

事務局（古橋栄一 都市政策課長）

議事の前に、配布書類の確認と会議の成立について報告をする。

【配布書類】

- ・委員名簿
- ・第2回下野市景観審議会次第
- ・資料1 景観計画と景観審議会の概要
- ・資料2 景観計画区域内行為届出について
- ・景観計画概要版
- ・景観条例
- ・景観条例施行規則
- ・景観計画ガイドライン
- ・景観計画本文（冊子「下野市景観計画・下野市緑の基本計画」）

【会議の成立】

成立の要件：半数以上の委員の出席（規則第26条第2項）

委 員 数：11名（半数＝6名）

出席委員数：10名（＞6名）

成立・不成立の別：☒ 成立 ・ ☐ 不成立

報告は以上である。以後の議事進行は、規則第26条第1項の規定に基づき、三橋伸夫 会長にお願いする。

三橋伸夫 会長

はじめに、議事録署名人を指名する。事務局案があれば伺いたい。

事務局（塩濱敏行 課長補佐）

議事録署名人に大橋由美子委員、長谷川勉委員を提案する。

三橋伸夫 市長

事務局の提案に異議はあるか。

委員全員

異議なし

三橋伸夫 会長

議事録署名人を大橋由美子委員、長谷川勉委員にお願いする。

議題（1）下野市景観計画について、事務局の説明を求める。

事務局（上治瑛 主査）

（資料により説明）

三橋伸夫 会長

ただ今、事務局から説明いただいた。委員からの発言を求める。

三橋伸夫 会長

栃木県にも景観計画があり、景観条例がある。下野市の景観計画、景観条例ができる前は、下野市は県の条例・計画に基づいて景観の規制が守られてきた。その県の計画を幾分厳しめに、より下野市らしい景観を作ろうということで、この市独自の計画および条例が作られているということである。これだけ見ると、景観のためにいろいろな建築行為が規制される一方だという様な堅苦しさを覚えがちだが、100年先までのことを考えると、目先の経済活動で取り返しのつかないことが起こってしまわないよう、一定規模以上の開発については、市と相談してくださいという、これが趣旨である。何でもかんでもこの規模を超えたら駄目というように頭ごなしの規制ということではない。市内には都市的な環境もあれば、農村的な環境、工業団地のような箇所もあり、それぞれの地域の特性に応じた形成の方向というものが謳われている。

三橋伸夫 会長

その他、特に意見等はないか。

ないようなので、議題（２）下野市景観審議会について、事務局の説明を求める。

事務局（塩濱敏行 課長補佐）

（資料により説明）

三橋伸夫 会長

ただ今、事務局から説明いただいた。委員からの発言を求める。

長谷川勉 委員

先ほど、県で景観計画があって、それまで下野市は景観計画がなかったという話であった。その県と市の計画について、例えば下野市の新しい重点区域を決めたときには、県へ報告する義務はなく、下野市独自で進めていいという考えでよろしいのでしょうか。

三橋伸夫 会長

下野市の景観計画を作るときに、県に報告をし、県の計画から抜けても、差し支えないかというように内容を点検される。その時に、県の景観審議会に報告をするというプロセスがある。

長谷川勉 委員

それ以降は下野市で、下野市で決定して下野市の景観計画の中に入れて進めていってよろしいのでしょうか。

三橋伸夫 会長

景観行政を進めていく上で、場合によっては県と相談し、あるいは県内の他の市町の状況等を県から情報を得るなど、計画が独自にできたとしても、県との繋がりには引き続きあると考えていいと思われる。

事務局（塩濱敏行 課長補佐）

基本的には市の変更をする場合は、県の条例があるため、整合性を図らなくてはいい

けないこともある。変更に至るまでには検討の調整をし、最終的にはこうなるということ、義務ではないが、県に報告することになる。

三橋伸夫 会長

県と市町の景観行政の関りという部分について、県内でまだ計画を作っていない市町もいくつかあると思うが、そういった市町のなかでも進めている所はあるのか。

事務局（上治瑛 主査）

県内でも景観行政団体になっていない市町はいくつかあるが、国や県においても、景観計画を策定する市町を支援しているところではある。直近だと、下野市が景観行政団体になって以降、県内では矢板市と市貝町で、新たに景観行政団体になった。今後も、独自で景観計画を作成し、各市町の景観を守っていくように動いていく自治体は多くなっていくのではないかと考えている。

三橋伸夫 会長

今ご紹介いただきました市貝町だが、私もその計画策定に関わらせていただいた。そこは渡り鳥のサシバという、猛禽類にしては小さな鳥が飛来し、その生態系と景観は密接に関わっている。後にご報告があるが、太陽光パネルは鳥類にあまり優しくないんじゃないかということで、太陽光パネルの設置をある程度遠慮してくださいというような、地域のことを考えたものになっている。それぞれ市町の特性に基づいた景観作りというものが考えられていて、県の計画だと、県内が一体で考えられているからそこまで細かいところまで目が届かないということもあり、市町単位で作った方が、痒いところに手が届くということなのかなと思う。

三橋伸夫 会長

その他、意見等はないか。

ないようなので、議題（３）景観計画区域内行為届出について、事務局の説明を求める。

事務局（上治瑛 主査）

（資料により説明）

三橋伸夫 会長

ただ今、事務局から説明いただいた。委員からの発言を求める。

伊沢幸男 委員

届出件数における令和５年度の件数が２８件で、届出の内容では建築物４件、工作物２８件で計３２件だが、工作物は２４件が正しいものか。

事務局（上治瑛 主査）

ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り、２４件の間違いである。訂正を願いたい。正しくは建築物４件、工作物２４件の計２８件である。

三橋伸夫 会長

この場を借りて私の疑問をお話したい。下野市ではなく宇都宮市内の話だが、宇都宮から水戸へ行く１２３号線の峰地区に直交する形で、片側２車線のかなり幅員のある工事中の道路がある。将来的にはそれが高架になり、１２３号線を跨ぐ形になる。その

交差点のすぐ横に高圧の鉄塔が建っており、高架になる部分がおおよそ 4、5m 上がるため、結果として高圧鉄塔を建て替えないといけない。これは、従来よりも高くするということである。景観計画概要版の 8 ページ⑧の電線路または空中線の支持物に該当すると思われる。おそらく高さ 20m を超えていると思われるが、さらに高くなると、既存にあったものを建て替えるということで改めて届出が必要だと思われる。なおかつ大規模行為に該当しうると思われ、事前協議が必要となる。ただ事前協議といっても、高圧鉄塔に関する全ての鉄骨の部材はその機能のために必要最小限のものになっているため、このような場合は事前協議としてどんな内容になるのか。イメージだけでも教えていただければと思う。おそらく電力会社やその関連会社が工事を担当し、そこから行為の届出があったときの事前協議については、実質的に認めることぐらいしか景観的な面ではできないのかなと考える。下野市内にも高圧鉄塔はたくさんあるし、将来的に鉄塔の建て替えも起こりうると思うが、いかがか。

事務局（上治瑛 主査）

概要版の 11 ページの工作物の位置および規模と記載の部分をご覧ください。まず一つ言えることとして、敷地の中でもどこに設置するかという点が挙げられる。高圧鉄塔ということで、技術的な問題もあるかとは思いますが、景観上で考えると、その工作物があることで街の景観スポット等が遮られる位置になってしまわないかという確認があるのではないかと思います。仮に、それがその敷地内で変更ができるのであれば、現状に対して改善できる、あるいは悪化しないというようなところに誘導するといったことも考えられる。

三橋伸夫 会長

実際は、高圧鉄塔の敷地については、必要最小限としてあまり周りに余裕がないので、おそらく動かせないのではないかと。

事務局（上治瑛 主査）

その他には、下野市では今まで新規で高圧鉄塔の建て替え等の申請を受けたことはないため参考となるが、最近だと太陽光パネルの申請を多く受けている。その中の配慮事項として、パネルの素材の配慮をする事業者も出てきている。例えば同じ黒いパネルであっても、反射を抑制するような素材を使用するといったような配慮である。鉄塔関係にもそういったものがもしあるのであれば、そういったところを協議していくということも一つあるかと思われる。

三橋伸夫 会長

令和 5 年の大規模行為で携帯電話基地局とあるが、これはあちこちで見る中継局みたいなものだと思うが、機能本位であり、意匠的に工夫しなきゃいけないというのではなく、もう出来上がってしまっているものになってしまうのではないかと。

事務局（上治瑛 主査）

下野市において届出をしていただいているものは、鉄塔に付属するアンテナの交換による届出となっている。その際には、大きいものではなく小さいものとして、見た目上変化はしない様に配慮をする等の話を事業者からは聞いている。

三橋伸夫 会長

事業者としても、そういった景観的な配慮について、多少なりとも関心はあるということですかね。プライベートなことですみません。

川俣一由 委員

携帯電話基地局について、大規模に該当するものが令和5年度に6件あるが、これは高さがかかなり高くなっているのが現状なのか。

事務局（上治瑛 主査）

新規で受けたものは今まで一件もない。これまであったものは、アンテナの付け替えになるので、もう既にある鉄塔が、この大規模行為を超える高さとなっている。その鉄塔に取り付けるアンテナのため、すべてが大規模行為に該当している。

川俣一由 委員

そうすると、令和5年度の場合は太陽光と携帯電話基地局等ということで24件あるが、この24件のうち6件が携帯電話基地局、残り18件はすべて太陽光という解釈でいいのだろうか。

事務局（上治瑛 主査）

携帯電話基地局については6件である。残りの18件については、太陽光発電施設の他、屋外広告物等があるため、すべてが太陽光発電施設というわけではない。

三橋伸夫 会長

屋外広告物の話が出たが、下野市は屋外広告物条例を独自で作っているのか。

事務局（上治瑛 主査）

独自条例は策定しておらず、県条例に基づいて規制等を行っている。

三橋伸夫 会長

将来的には、独自条例を作るつもりか。

事務局（上治瑛 主査）

景観計画にも屋外広告物についての記載が少しあるが、どこの地区を下野市に特化した形で、どういった規制をしていけばいいのかというところまで議論がなかなか及んでいないというのが現状である。そのため、県内統一した基準ということで、県の屋外広告物条例に基づいて規制等を行っている。

三橋伸夫 会長

私は那須町の景観審議会にも関係しているのだが、那須町は観光地のため、太陽光についてはちょっと厳しめということがある。その他に、屋外広告物についても独自の規制があって、町の職員の方が大変なようだ。定期的に町内の広告物の点検に回って、違反してるものをチェックして、その設置者とやり取りして、規制通りの色彩とか大きさとか、そういったものを交渉する等、観光地独自の悩みがあるようである。下野市については屋外広告物についてはそれほど大きな問題は起こっていないということであろうか。

事務局（上治瑛 主査）

今のところ、市民からの問い合わせを含めて、あまり大きなトラブルになっている

ものは把握していない。

三橋伸夫 会長

屋外広告物も、景観として密接に関わるものであり、景観計画の中では工作物に該当するということになる。屋外広告物として見た場合は、景観計画の中における高さだけではなく、その中に書かれている広告の内容やあるいは設置形態等、また別の観点での規制になってくる。両方あると、より景観的にも守られやすくなるということかもしれない。

長谷川勉 委員

景観計画概要版 13 ページの良好な景観の形成に関する事項の中に、景観重要建造物についての記載がある。個人的な希望になるが、私は小金井駅を利用しており、歴史建造物に、駅にある慰霊碑「平和の礎」をこの一つにできないかと感じた。また、景観重要樹木として淡墨桜を、この二つを入れたらいいのではないかなと思う。

三橋伸夫 会長

長谷川委員から出された意見のように、市民一人一人が、個人的な想いや過去の経験から、こんなものを後世にも伝えていきたいと思っていることは色々あるかと思う。例えば定期的に行われている市民意識調査のようなものがあれば、そこに少し入れ込んでみたり、景観に関連した市民アンケートを実施したりして、こういった重要建造物や重要樹木、重要公共施設の候補を洗い出してみる等、今すぐということではないにしても検討をしていただけたらいいのではないかな。おそらく、長谷川委員のように意見を出す方が他にもいらっしゃるかもしれない。事務局はいかがか。

事務局（上治瑛 主査）

景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設の指定については、市が指定するものだが、規則においても、市民が指定の提案を行うということで記載がある。提案に関する意見の聴取等、今回の審議会で出た話も参考にしながら、今後、検討をしていければと考えております。

川俣一由 委員

合併前には、各市町において県の木百選というものを選んでいたことがあったと思う。せっかくの条例なので、市民の方も昔を思い出すと、あそこの木は県の木百選に選ばれてたんだというような記憶もあると思うので、今すぐということではなく、今後、下野市として、そういったものを指定していてもいいのかなと思う。それが、若い人たちに継いでいけるもののひとつになるかもしれない。

三橋伸夫 会長

色々な意見が出たが、今後、検討をしていただければと思う。

本日の3つの議題について、滞りなく報告を受け、意見を申し述べたということにさせていただきたいと思う。議題にはないが、その他として委員の皆様からこの審議会に対して何かありましたらご発言いただきたい。

特に無いようなので議事は終了し会議の進行を事務局にお願いする。

8 閉 会

事務局（古橋栄一 都市政策課長）

長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。

以上で第2回下野市景観審議会を閉会する。